

六次産業化法第5条第8項に規定する同意に関する基準

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第5条第8項の規定に基づき、農林水産大臣から市長に対し、総合化事業計画の認定に係る協議があった場合は、同計画に記載の農林水産物等の販売施設が、関係法令及び次に掲げる基準に適合するものは同意するものとする。

- 1 申請地は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 原則として都市計画法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる区域に所在する土地でないこと。
 - (2) 原則として一般交通の用に供する有効幅員4メートル以上の道路に接続し、かつ、当該予定建築物の利用に照らし災害の防止上、通行の安全上、事業活動の効率上支障がないこと。
 - (3) 当該施設の利用に照らし適正な規模であり、かつ、十分なスペースの駐車場が確保されていること。
- 2 申請に係る予定建築物は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 予定建築物の用途は、六次産業化法第5条第8項の規定に基づく総合化事業の用に供する施設のうち、同法施行令第2条に規定する農林水産物等の販売施設及びこれに併設される飲食店等又は都市計画法第34条第4号に規定する施設であること。
 - (2) 予定建築物の規模は、次に掲げる基準に適合していること。
 - (ア) 売場面積は200平方メートル以下であること。
 - (イ) 床面積から売場面積を除いた面積は当該売場面積の50パーセント以下であること。
- 3 申請者は、六次産業化法第3条第1項に規定する農林漁業者等であること。
- 4 本市の農業、林業又は漁業に係る施策と整合性が図られたものであり、本市の農林水産部局と協議・調整がなされたものであること。

(2019年（令和元年）6月4日施行)